全国一般全国協

2026年8月25日　No.180

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人　望　月　吉　春

東京都港区芝2-8-13 KITAハイム芝3F

TEL03-6381-7970 FAX03-6453-7857

URL:http://www.nugw.jp

E-mail:nugw@nugw.jp

36回大会への参加・傍聴を呼びかけます
方針にみずみずしさを与えましょう

全国一般労働組合全国協議会　書記長　望月吉春

暑い夏に加え地震や大雨と大変な状態ですが、私たちは9月12日から13日にかけて36回目の大会を持ちます。

今回はみなさんに大会に参加・傍聴してほしくて書きます。

あなたと組合の課題は何ですか？

通常の大会では活動の成果を中心に一年の報告となるのですが、今年の大会での発言に求めたいのは、全国協の仲間を増やすことなどを中心に方針案にぶつけて欲しいのです。

今回の大会では議案にからめた論議を、全国協が職場や地域でどんなことをやっているかに加え、どんな問題を抱え、なにに挑戦しようとしているのか、そして挑戦するためには何が足りなくて苦労しているのかといったことについて、掘り下げた討論をしたいと思っています。

お互いの職場や地域を知ってもらうことから討論を

そのために5月の連休の時期にアンケートや組合報告を求め、8月のお盆前にも再び報告を出してもらいました。

全国協は職場を基盤にしている組合もあれば、地域単位の組合もあります。組合によって主要なテーマが外国人労働者の問題だったり、ケア労働だったりと興味深いものがいっぱいあります。

活動に生かせる論議をしましょう

違うところからの気づきや豊かな・意外なアドバイスができれば次につながる討論が可能です。

うまい話ばかりでないことは言うまでもありません。言いたくないような失敗例も織り交ぜて厚みのある討論で方針を討論できれば大会は成功です。

何よりも大会の後も私たちはそれまでと変わることなく社会に向き合い続けるのですから。

熊本地方震災被害者への義援金を！

現在、全労協では、7月28日に発生した熊本地方を震源地とする大地震に対して義援金を取り組んでいます。この義援金は、被災地の外国人技能実習生の不安を少しでも取り除くことを目的とし、外国人技能実習生などの労働問題を精力的に取り組んでいる労働組合・団体を通じて被災者に届けるものです。全国一般全国協の各加盟単組に協力を呼びかけます。

〈取り組み方法〉

＊全組合員に協力を呼びかけ取り組んでください。

＊組織単位でまとめ、下記口座に振り込んでください。

〈振込先〉

＊振込先　中央労働金庫　新橋支店　口座番号（普通）141915

＊口座名　全国労働組合連絡協議会　災害救援基金　代表　渡邉洋

〈実施期間〉

2026年9月25日までを目途とします。

スケジュール

9月12日(土) 13:00～17:00
全国協第36回大会1日目
@南部労政会館（品川区大崎）

9月13日(日) 9:30～12:00 大会2日目

9月27日(日) 全労協定期大会
11:00～　全水道会館

高市による労働時間法制の規制緩和
――長時間労働の合法化を阻止しよう

今年7月の政府「骨太の方針」は、労働時間法制の規制緩和を議論するとして、「裁量労働制・変形労働時間制の見直し」を明記した。高市の「働いて×5」を労基法に盛り込む意思を表明している。

現在、労政審労働条件分科会では、使用者側が裁量労働制を使いやすくしようと繰り返し主張しているが、私たちが抗議の声を上げ、労政審では労働側が強く抗議・牽制しているので、労基法改悪の見通しまでは議論させないでいる。しかし、国会の多数を握る高市が走り出す可能性は常にある。闘いを緩めてはならない。

◆裁量労働制の問題

裁量労働制は、労働者に仕事のやり方を任せるかのようにイメージされ、労働者が自由に働けるかのような錯覚を生み出している。しかし、仕事の中身や分量とその「納期」は使用者が決めて労働者に命じるのであって、要するに労働者は決められた締め切りまでにどう働くかを決めることができるにすぎない。多くの作業を命じられれば「自主的に」働かざるを得ないので、残業代なしの長時間労働が合法化されてしまうのである。間違っても「自由に働ける高級労働者になった」などと勘違いしてはいけない。裁量労働は、いったん始めてしまえば無間地獄になってしまうのである。

◆骨太の方針と使用者側の主張

一方、骨太の方針で掲げられている変形労働時間制の見直しは、商工会議所系の使用者側委員が労政審でも強調しだしているが、私たち中小零細企業労働者にとっては、大きな問題だ。例えば1か月単位の変形制では、期間の開始日の前日までにその1か月の労働時間をすべての労働者について確定しなくてはならない。が、それだと最長1か月後の業務予想が求められるので、それは難しいと使用者側が主張し、もっと柔軟にせよと言っている。つまり1か月の期間の途中でも、労働時間を変えられるようにせよというわけで、目一杯働かせる無間地獄がやってくるだろう。

秋以降の労政審労働条件分科会では、こうした使用者側の攻勢が強まるに違いない。現状では必ずしも私たちの反対態勢は十分ではない。早急に取組みを強めたい。

（全国一般全国協　委員長　大野　隆）

フリーランス問題と労働組合

1、「業務委託契約」？

「なぜ、育児休業補償が受けられないのか」という相談がありました。相談者から契約書をおくってもらい確認したところ、タイトルは「業務委託契約」となっていました。しかしその内容を詳しく見ていくと、以下の通り、「雇用契約」のような内容でした。

㈠勤務時間、勤務日数および勤務場所：講師は週5日指導を行うものとする。最大の対面指導レッスン数は週35コマ（1コマ50分）を超えないものとする。講師は本校および分校またはサテライトキャンパスでのレッスン指導を担当する。

㈡業務内容および責任：講師は、会社の規則および規程を厳格に遵守しなければならない。

㈢罰則および違約金：無許可の欠勤の場合、当該日の報酬控除に加え、10、000円の罰金

2、「偽装請負」？

この契約書が「業務委託契約（請負・委任・準委任）」の概念を大きく逸脱し、実質的な「雇用契約」となっている点（偽装請負状態にある点）を一言でいうと、「独立した事業者としての裁量が一切認められず、時間・場所・業務態様について全面的な指揮命令・拘束を受けている点」に集約されます。

具体的には次の通りです。

①「時間」と「場所」の強い拘束（受託者の裁量の不在）

②「業務遂行方法」への指揮命令・拘束

③報酬が「労務の対価（給料・時給）」であること

以上の通り、明らかに「雇用契約」です。しかし、会社は、あえて「業務委託契約」とすることで、社会保険・雇用保険の企業分担金の適用を逃れ、労働法の規制を逃れているのです。

3、フリーランス新法違反？

さらにこの契約書は、2024年11月1日に施行された「フリーランス新法」にも違反しています。

①フリーランス側にあらかじめ定めた報酬の額を減額することは、フリーランス新法 第5条第1項第2号（報酬の減額の禁止）に抵触します。

②「会社の判断で即時解除できる」といった規定は、30日前予告義務を定めたフリーランス新法第16条（解除等の予告）に抵触します。

4、「業務委託契約」で働く多くの労働者（フリーランス）の権利をかち取ろう！

内閣官房の調査では約462万人（本業214万人、副業248万人）の方々が「業務委託契約」で働いています。しかし、その実態は先の実例で述べた通り、労働法の適用を逃れるための「偽装請負」状態がほとんどだと言っても過言ではありません。

労働者の声を聴き、現実に向き合い、労働者の権利の拡大、社会保障の拡大のために、「業務委託契約」との闘いを進める必要があります。ともに闘いましょう！

（ゼネラルユニオン　川口英治）

中央最賃引き上げ目安55円（全国加重平均1、176円）の大幅上積みを！

●待ったなしの全国一律大幅最賃引き上げ、最賃改訂は10月1日の発効を！

25年の最低賃金は、秋田県を始め27府県が最賃改定発効日を11月以降に大幅後ろ倒しした。また、高市政権は、石破前政権の「2020年代に最賃1500円」すら反故にし、「30年代の前半のできる限り早期」にと先伸ばし、ブレーキをかけてきた。しかし、労働者の現状は、生活が「苦しい」と感じる世帯は55・4％、ひとり親世帯では82・1％（国民生活基礎調査）に上る。1年後の物価が「上がる」と答えた割合は90・4％（日銀アンケート調査）と過去最高となっている。

時給1500円未満の労働者が1400万人（25年2月厚労副大臣）に上る中、215万人が大企業の非正規雇用労働者とされる。最低賃金の大幅引き上げは、若年労働者・女性労働者・高年齢労働者にとって重要問題だ。そして、中小・零細企業労働者のみならず、大企業非正規雇用労働者・公務非正規雇用労働者、最賃近傍で働く「正社員」にとっても重要な意味を持っている。26年度地域最賃の引き上げ如何は今まさに重要な局面を迎えている。

●高市政権の「骨太方針」と中央最賃の「意向」が反映した26年地方最賃目安

最賃引き上げの舞台は地方最賃審議会に移っている。現段階（＝8／14）では、27の都道府県で最賃目安が出されている。中央最賃目安どおりが11都道府県、1～4円の上乗せが16県。27都道府県すべてが10月15日までの発効となっている（うち15都道府県が10月1日発効）。最賃改訂発効は10月に戻されつつあるが、高市政権の「骨太の方針」に縛られ、中央最賃目安55円プラス1～4円という少額の上積みとなっている。運動の成果もあり、発行日の後ろ倒し傾向は阻んでいる。しかし、最賃の水準では到底満足のいかない定額最賃引き上げとなっている。東北・四国・九州の各県が苦闘しているが、地域での最賃共闘を強め、労働者・労働組合の団結で、最賃の大幅引上げを勝ち取ろう。

（全国一般全国協　副委員長　渡辺啓二）

10月5日、関西生コン労組弾圧―京都三事件　大阪高裁判決　完全無罪を取りに行こう！

二〇一八年に連帯労組関西生コン支部に対する大弾圧が始まってから丸八年。九九・九％の有罪率といわれる刑事司法で異例の無罪判決を多数勝ち取っていることからも、この弾圧事件が労働組合つぶしを目的としたでっち上げ・冤罪事件だということは明らかです。

「京都三事件」は昨年二月二六日に京都地裁で完全無罪の判決が出され、検察側が控訴して、今年七月三日大阪高裁で控訴審が開かれました。

事件とされたのは、①ベストライナー事件。二〇一三年～一四年の争議で、事業所閉鎖に対して、組合員への雇用保障と解決金を要求したこと。②近畿生コン事件。二〇一六年に倒産に伴いプラントの占拠ストライキを行い、それは経営者の協同組合にとっても利害のある行動であったため、経費の支払いを要求したこと。③加茂生コン事件。二〇一七年～一八年の争議で、組合員の子の保育所に提出する就労証明書の交付要求、会社閉鎖に伴うプラント解体の監視行動、雇用保障のためにミキサー車一台の譲渡を要求、これらが威力業務妨害や恐喝といった犯罪に仕立て上げられたものです。武委員長（当時）と、現委員長の湯川裕司さんの両名が被告とされ、検察は湯川委員長に懲役一〇年という異様な重罰を求刑していました。

京都地裁判決は「そもそも、ストライキをはじめとする争議行為は、その性質上、労働組合が使用者に一定の圧力をかけ、その主張を貫徹することを目的とする行為であって、業務の正常な運営を阻害することはもともと当然に予定されているものである」と事件性を否定し、当たり前の労働組合活動を犯罪にしている検察に対して、疑問を投げかけていました。

控訴審では検察側から新たに提出された「証拠」をすべて棄却して結審しました。新たな証拠がない以上、京都地裁の判決が維持されるものと予想されますが、一〇月五日一一時に行われる控訴審を最後の勝利まで見届けたいと思います。

（全国一般全国協　副委員長　服部恭子）

公判後、無罪判決に向けて決意表明する湯川委員長

移住連全国ワークショップ感想

6月12日から14日まで、熊本市で開かれた移住連の全国ワークショップに参加しました。熊本を訪れるのは初めてで、馬肉が有名なことくらいしか知りませんでしたが、今回のフィールドワークや講演を通じて、熊本の地理と歴史、現在の課題について多くを学びました。

12日は、「平和を求め軍拡を許さない女たちの会・熊本」の皆さんに案内していただきました。熊本には、公害の歴史（水俣病）があること、近代以降は軍都として発展してきたこと、豊富な地下水に支えられていることなどを知りました。

フィールドワークでは、TSMCの半導体工場の新設に伴う地下水の使用や水質汚染への懸念、陸上自衛隊健軍駐屯地へのミサイル配備、市民生活がしだいに軍事化されていく過程などについて説明を受けました。フィールドワーク後には熊本名物の馬肉を食べました。これまで食べた中で一番おいしい馬肉で、感動しました。

13日と14日は、熊本城の近くにある熊本市国際交流会館で、講演や活動報告を聞き、参加者同士で意見交換をしました。ここ一年ほど、政府は在留資格の審査や外国人管理を厳しくし、永住許可や国籍取得のハードルも引き上げようとしています。一方で、熊本地域で続けられている多文化共生の取り組みについても、具体的な話を聞くことができました。

移住労働者の社会保険未加入の問題についても、細かく話し合いました。会社が保険料を節約するため、「加入しなければ手取りが増える」と説明し、労働者を社会保険に入れない事例が少なくないそうです。政治家が率先して外国人が「社会保険料を払わない」とデマを広める一方で、社会保険について違法な取り扱いをする会社が放置されている現実は、厳しく問われるべきだと思います。

日本では、さまざまな言語、文化、感性、生活習慣をもつ人々が暮らしています。違いを不安や排除の理由にするのではなく、誰も差別や迫害を受けず、安心して一緒に生きられる社会をどのようにつくるのか。今回のワークショップは、そのための課題と実践を考える貴重な機会になりました。

（全国一般東京南部　安藤歴）

移住連ワークショップ熊本の報告

2026年6月13日～14日、熊本市内で「移住連全国ワークショップ2026in熊本」が2日間にわたって開催され、権利ネットワーク北九州からは8名が参加しました。

今回のワークショップは「熊本地震から10年、差別・排除をのりこえ地域からつくる多民族・多文化共生社会」がメインテーマとなりました。

1日目の全体会では、強化される外国人管理と排除について、移住連共同代表の鈴木理事が報告しました。その後、2016年の熊本地震から10年の外国人支援と多文化共生の地域づくりについて国際交流事業団の勝谷事務局長、熊本で外国人支援を長年続けているコムスタカ代表の中島氏が報告を行いました。会場の国際交流会館のホールを埋め尽くす盛況でした。

その後、集会参加者は8つの分科会に分かれました。北九州から参加したメンバーは6名が第2分科会、1名が第4分科会「自治体政策」、1名が第5分科会「女性」に参加しました。

第2分科会「技能実習・特定技能」には、zoom参加者も含め約40名が参加しました。

来年2027年4月から始まる「育成就労制度」について、自由人権協会理事の旗手氏から解説を受けました。「制度が変わる」といっても、技能実習制度の奴隷労働的な側面である「転職の自由」「多額の債務負担」等については、実際にはそれほど改善はされないこと、悪質な監理支援機関や強制帰国等の行為に対しての罰則や規定が無いことなどが説明されました。

その後、実際に問題に取り組んでいる現場からの事例報告がありました。

全統一労働組合佐々木さん、RINK早崎さん、宮城合同労組星野さん、福山ユニオンたんぽぽ武藤さんから、それぞれ困難な事例も含めて報告されました。

報告が盛りだくさんであったことから、質疑応答の時間がほとんど取れませんでしたが、会場参加者で、実習機構の問題を指摘された方が発言し、非常に興味深い内容でした。

2日目の全体会では、「ヘイトにNO！全国キャンペーン」の呼びかけなどが行われ、2日間のワークショップは終わりました。

（北九州ユニオン　末永弘美）